

大竹市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱

平成24年6月29日

告示第102号

改正 平成29年5月12日告示第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性（以下「耐震性」という。）の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、市内に存する木造住宅の所有者等が自ら行う耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象建築物 市内に存する木造在来軸組構法又は伝統的構法の住宅であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。
 - イ 居住の実態があること。
 - ウ 地階を除く階数が2以下であること。
 - エ 以前に同一の事業による補助金の交付を受けていない住宅であること。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて木造住宅耐震診断設計資格者（大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱（平成23年3月1日制定）第4条に規定する木造住宅耐震診断設計資格者の登録を受けた者をいう。）が行った木造住宅の耐震性の評価をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断において、上部構造評点（建築物の各階の張り間方向及びけた行方向について、住宅が地震により倒壊しないために必要とする耐力に対する住宅が保有する耐力の割合を表す値をいう。以下同じ。）の値のうち最も低いものが1.0に満たない旨の判定がなされたものについて、上部構造評点の値のうち最も低いものを1.0以上にすることにより住宅の耐震性の向上を図るために行う住宅の改築、修繕又は模様替に関する工事（住宅の床面積が増加することとなるものを除く。）のうち、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が工事の監理を行うものをいう。
- (4) 段階的耐震改修工事 耐震診断において、上部構造評点の値のうち最も低いものが0.7に満たない旨の判定がなされたものについて、上部構造評点の値のうち最も低いものを0.7以上1.0未満にし、又は上部構造評点の1階部分の値のうち最も低いものが1.0に満たない旨の判定がなされたものについて、上部構造評点の1階部分の値のうち最も低いものを1.0以上にすることによる住宅の耐震性の向上を図るために行う住宅の改築、修繕又は模様替に関する工事（住宅の床面積が増加することとなるものを除く。）のうち、建築士が工事の監理を行うものをいう。
- (5) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断において、上部構造評点が1.0に満たない木造住宅の居室に、東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されている耐震シェルター若しくは耐震ベッドその他、国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター若しくは耐震ベッドをそれぞれ製造業者が推奨する方法により設置する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物を所有し、又は現に居住している者。
- (2) 市税等を滞納していない者。
- (3) 同一世帯員に市税等を滞納している者がいない者。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震診断が行われた補助対象建築物について行う次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 耐震改修工事
- (2) 段階的耐震改修工事
- (3) 耐震シェルター等設置工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める額とする。

- (1) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とし、40万円を限度とする。ただし、段階的耐震改修工事を行った補助対象建築物について行う耐震改修工事の補助金は40万円からすでに交付した段階的耐震改修工事の補助金の額を差し引いた額を限度とする。
- (2) 段階的耐震改修工事 段階的耐震改修工事に要する費用の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とし、補助金は30万円を限度とする。
- (3) 耐震シェルター等設置工事 耐震シェルター等設置工事に要する費用の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（その額が12万5千円を超えるときは12万5千円））とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象事業を行おうとする前に、大竹市木造住宅耐震改修等補助事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 補助対象建築物に係る登記事項証明書又は補助対象建築物の所有者が確認できる書類
- (3) 補助対象建築物に係る建築確認通知書の写し又は補助対象建築物の建築年月日が確認できる書類
- (4) 耐震診断結果の写し
- (5) 補助対象建築物に係る次に掲げる書類
 - ア 付近の見取図
 - イ 配置図（外壁から敷地に接する道路の境界までの距離が記載されたものに限る。）
 - ウ 平面図
 - エ 外観を複数の面から撮影した写真
- (6) 補助申請者が補助対象建築物の所有者でない場合にあつては、当該所有者の同意書
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助申請者は、前項に規定する申請を行う場合は、前項に掲げるもののほか、次の各号の補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震改修工事及び段階的耐震改修工事 次に掲げる書類

- ア 耐震改修計画書（新規・変更）（別紙様式第1号）
 - イ 耐震改修工事又は段階的耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）に要する費用の見積書の写し又は耐震改修工事等の工事監理及び施工に係る契約書の写し並びにその内訳書
 - ウ 耐震改修工事等の監理を行う建築士に係る次に掲げる書類
 - （ア） 大竹市木造住宅耐震改修等補助事業工事監理者届（別記様式第3号）
 - （イ） 一級建築士免許証，二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し
 - （ウ） 所属する建築事務所について建築士法第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書類
 - エ 上部構造評点を1.0以上とする予定の計算書（段階的耐震改修工事をする場合に限る）
- （2） 耐震シェルター等設置工事 次に掲げる書類
- ア 耐震シェルター又は耐震ベッドを設置する場所を示した申請住宅の平面図
 - イ 耐震シェルター又は耐震ベッドの規模及び設置方法を示したカタログ等
 - ウ 国・地方公共団体等により一定の評価を受けたことが確認できるもの
 - エ 耐震シェルター等設置工事に要する費用の見積書の写し又は耐震シェルター等設置工事の施工に係る契約書の写し並びにその内訳書

（交付の決定等）

第7条 市長は，前条の申請書を受理したときは，当該申請に係る書類を審査し，適正と認めたとときは，補助金の交付を決定し，大竹市木造住宅耐震改修等補助事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により，補助申請者に通知するものとする。

2 市長は，前項の規定による決定をするに当たって，補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは，条件を付することができる。

3 市長は，第1項の規定による審査により，補助金を交付しないことを決定したときは，大竹市木造住宅耐震改修等補助事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により，理由を付して，補助申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，前条第1項の補助金の交付決定がされた日以後に，補助対象事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は，補助対象事業を行おうとする前に，大竹市木造住宅耐震改修等補助事業着手届出書（別記様式第6号）に，次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（1） 耐震改修工事等の工事監理及び施工に係る契約書の写し（耐震改修工事等の場合に限る。）

（2） 耐震シェルター又は耐震ベッド等の購入及び設置工事に係る契約書の写し（耐震シェルター等設置工事の場合に限る。）

（3） その他市長が必要と認める書類

（変更等の承認の申請）

第9条 補助事業者は，第6条に規定する申請書類（以下この項において「申請書類」という。）に記載した事項を変更しようとするとき（次条各項に規定する場合を除く。）は，あらかじめ，大竹市木造住宅耐震改修等補助事業変更（取止）承認申請書（別記様式第7号）に，申請書類のうち当該変更に係るものその他当該変更の内容が記載された書類を添えて，市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書を受理したときは，当該申請に係る書類を審査し，適正と認めたとときは，大竹市木造住宅耐震改修等補助事業補助金交付変更（取止）承認通知書（別記様式第8号）により，補助事業者に通ずるものとする。

3 前項の場合において，第7条第2項の規定を準用する。

4 補助事業者が補助対象事業の実施を取りやめようとするときは，第1項及び第2項の規

定を準用する。

(工事監理者等の変更の届出)

第10条 補助事業者は、耐震改修工事等の監理者を変更したときは、遅滞なく、大竹市木造住宅耐震改修等補助事業工事監理者変更届(別記様式第9号)に、第6条第2項第2号イ(イ)及び(ウ)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、遅滞なく、書面により市長に届け出なければならない。

(補助対象事業に係る工事の遅延等の届出)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に終了しないおそれがあると認めるとき、又は補助対象事業の実施が困難になったときは、速やかに、書面により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する会計年度の3月第3金曜日のいずれか早い日までに、大竹市木造住宅耐震改修等補助事業完了実績報告書(別記様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に要した費用の請求書の写し又は領収書の写し

(2) 補助対象事業の着手前、工事中及び完了時の状況を撮影した写真

(3) 耐震改修工事等の監理を行った建築士が作成した耐震改修工事等後の補助対象建築物の耐震性に関する報告書の写し及び工事監理報告書(別記様式第11号)(耐震改修工事等の場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告に係る書類を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大竹市木造住宅耐震改修等補助事業補助金額確定通知書(別記様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、大竹市木造住宅耐震改修等補助事業補助金交付請求書(別記様式第13号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(調査及び報告)

第15条 市長は、補助金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の施工の状況その他補助金に関する事項について報告を求め、又は当該補助事業者の同意を得て、当該補助金に係る帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部を取り消し、又は当該決定を変更することができる。

(1) この要綱の規定及び第6条第2項の規定により付した条件(第9条第3項の規定により準用する場合を含む。)に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 正当な理由がないのに前条に規定する報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の同意を拒んだとき。

(4) 第7条第1項の規定による通知を受ける前又は第8条第2項の届出書を提出する前に補助対象事業に着手したことが判明したとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消し、又は変更したときは、大竹市木造住宅耐震改修等補助事業補助金交付決定取消(変更)通知書(別記様式第14

号)により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の場合において、既に補助金を交付しているときは、大竹市木造住宅耐震改修等補助事業補助金返還命令書（別記様式第15号）により、補助事業者に当該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。